

著作物の管理に関する規程

平成24年12月15日 制定

令和2年10月3日 改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）に属する著作物の管理に関する方法を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規定に定める著作物とは、著作権法および意匠法、商標法に示されるもののうち、本会に帰属する以下のものをいう。

- (1) 論文等著述
- (2) 講演等の収録教材等
- (3) ポスター等掲示物
- (4) 商標及び意匠
- (5) 音楽

2 本会が発信する事実の伝達にすぎない雑報等に関するものは著作物に該当しない。

(著作権の帰属)

第3条 本会会誌等に掲載された論文その他著述に関する国内外の一切の著作権は、本会に原稿が投稿され、会誌等への掲載決定日をもって本会に帰属する。ただし、本会が投稿原稿を会誌等に掲載しない旨を決定した場合、当該原稿の著作権は、その決定と同時に著作者に返還されるものとする。

- 2 講演等の収録教材等は、コンテンツの完成をもって本会に帰属する。
- 3 ポスター等掲示物は、本会理事会の承認をもって帰属する。
- 4 商標および意匠物は、関係省庁に登録された時点から本会の帰属とする。
- 5 音楽は、その完成をもって本会に帰属する。

(著作物の譲渡)

第4条 著作者は、原稿投稿時または講演等収録教材等のコンテンツおよびポスター等の完成時に本会との間で著作物譲渡契約を締結しなければならない。

(著作物の利用)

第5条 著作物の利用に関する事項を次に定める。

(1) 第三者から著作物の利用許諾申請があった場合、本会会長は、その裁量により適当と認めたものについて利用を許諾することができる。

(2) 論文等の著作者は、それを自ら使用、公表、または翻訳などをして利用することができる。ただし、他の学会誌等に重ねて掲載等を行う場合は、以下を満たすこと。

イ) オリジナルの論文等の出典を明記すること。

ロ) タイトルに二次出版であることを明記すること。

(3) 前項の利用につき著作者は本会会長に指定の様式で申請して承諾を得るとともに、本会会誌等の当該論文等が掲載された刊号を明記するものとする。

(4) ポスター等掲示物、商標、意匠及び音楽の利用に関しては、本会会長に指定の様式で申請し、承諾を得ることで使用できるものとする。

2 講演等収録教材等は、本会が認める講習会等以外での使用は認めない。

(著作者の責任)

第6条 著作物に関して第三者の著作権およびその他権利の侵害等問題を生じた場合、以下の者が一切の責任を負う。

(1) 論文等の著作者

(2) 教材等を担当した講師

(3) ポスター、商標、意匠等著作物の作者

(4) 音楽の作曲者、作詞者

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年12月5日から施行する。

2 この規程は、令和2年10月3日から施行する。